

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成27年3月9日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時00分

出席者 委 員 委員長 入 野 登志子

大 谷 好 一 大 出 三 夫 大阿久 岩 人

長 芳 孝 海老原 恵 子 岡 賢 治

高 岩 義 祐

議 長 関 口 孫一郎

傍 聴 者 茂 呂 健 市 青 木 一 男 針 谷 育 造

広 瀬 昌 子 小久保 かおる 白 石 幹 男

針 谷 正 夫 大 川 秀 子 大 武 真 一

永 田 武 志 福 田 裕 司

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造

主 査 石 塚 誠 主 任 福 田 博 紀

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設水道部長	佐藤昭二
都市整備部長	佐藤理希
大平総合支所長	小島誠司
藤岡総合支所長	塚田勝弘
都賀総合支所長	青木康弘
西方総合支所長	和賀井敏之
岩舟総合支所長	大島純一
道路課長	鈴木進
参事兼河川緑地課長	慶野栄
下水道課長	島田好夫
下水道課主幹	牧野修一
水道業務課長	鈴木英夫
水道工務課長	古澤一豊
都市計画課長	村上隆一
建築課長	枝富二夫
参事兼建築指導課長	市川悦郎
大平総合支所都市整備課長	天谷和夫
大平総合支所都市建設課長	松澤賢一
藤岡総合支所都市建設課長	安生光宏
都賀総合支所都市建設課長	荒井康至
西方総合支所産業建設課主幹	坂田知司
岩舟総合支所都市建設課長	水落恒夫

平成27年第1回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成27年3月9日 午前 9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第33号 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 2 議案第34号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第35号 栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第40号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第 5 議案第45号 市道路線の認定について
- 日程第 6 議案第46号 市道路線の変更について
- 日程第 7 議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）
- 日程第 8 議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）（所管関係部分）
- 日程第 9 議案第15号 平成26年度栃木市下水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第16号 平成26年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 1号 平成27年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）
- 日程第12 議案第 6号 平成27年度栃木市下水道特別会計予算
- 日程第13 議案第 7号 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計予算
- 日程第14 議案第 8号 平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計予算
- 日程第15 議案第10号 平成27年度栃木市水道事業会計予算

◎開会及び開議の宣告

○委員長（入野登志子君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（入野登志子君） 当常任委員会に付託されました案件は、常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（入野登志子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第33号 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

村上都市計画課長。

○都市計画課長（村上隆一君） おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第33号 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は58ページ、59ページ、議案説明書は73ページをお開き願ひます。

初めに、議案説明書から説明いたしますので、議案説明書73ページをお開き願ひます。提案理由であります、市街化調整区域の市街化を抑制し、計画的な市街化を推進するに当たり、市街化調整区域における宅地分譲を規制する必要があるため、都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要であります、都市計画法第34条第11号の規定に基づく許可が可能な建築物の用途を自己の建築による自己の居住の用に供するもの等に改めるものであります。参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、議案書の59ページをお開き願ひます。都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例のうち、改正部分は第4条の条例で定める建築物の用途でありまして、第4条第1号中、「戸建てのもの」を「自己の建築による自己の居住の用に供するもの」に、同条第2号中、「戸建

てのもの」を「自己の建築による自己の居住及び業務の用に供するもの」に改める。同条第3号中、「戸建てのもの」を「自己の建築による自己の業務の用に供するもの」と改めるものであります。なお、1号につきましては専用住宅、2号につきましては店舗等併用住宅、3号につきましては店舗、飲食店等であります。

附則につきましては、施行期日を平成28年4月1日とすること及び経過措置でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

大谷副委員長。

○副委員長（大谷好一君） おはようございます。ただいまのご説明で、市街化調整区域における宅地分譲を規制する必要があるというご発言ですが、ただでさえ消滅しそうな地方において、今後どのようにしたらよろしいのか、お伺いします。

○委員長（入野登志子君） 村上都市計画課長。

○都市計画課長（村上隆一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消滅ということでございますが、現在、市街化調整区域において行っております宅地分譲につきましては、本市が目指しておりますコンパクトシティと相反する部分がございます。持続可能な都市行政を行っていく中で、まちなか居住、または定住促進の施策を行っていく中では、現在の調整区域に行っております分譲はふさわしくないのではないのかということで、今回の条例の改正に臨んでいるわけでございます。市街化調整区域につきましても、そういった市の方針として何もしないというわけではなくて、コンパクトシティアンドネットワークということで、郊外ともネットワークをつくっていくということで定住促進を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（入野登志子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

大谷副委員長。

○副委員長（大谷好一君） 私は反対の立場で討論させていただきます。

大規模な宅地分譲により無秩序な市街化が拡大されたとの説明がありましたが、開発行為は都市計画法が定める技術的基準に諮り施行されるものであります。分譲地内において整備が必要とされる道路や公園、排水等の公共施設の全てがその基準に合致してこそ、初めて一団の開発行為の施行

を可能とします。また、いたずらに市街化の拡大を防ぐ観点から、50戸連檐による開発制度をあわせて導入し、健全なる市街化の発展を図っておるものであり、この現状を無秩序な市街化の拡大と捉えるのは都市計画法に基づく開発行為そのものを否定するものであります。

また、公共施設の維持管理費が増大したとの説明がありましたが、当該施行区域内に居住する住民の福祉の増進に寄与する公共施設の管理費用は当然地方自治体が負担すべき経費として捉えるべきであります。管理費用が増大したと考えるのは住民の居住権を極端に阻害するものと言わざるを得ません。今、若い世代の人たちが求めているのは、低廉にして良好な居住環境、そして自己のライフスタイルにのっとった居住空間であります。この提供こそが行政に与えられている使命と考えますので、現に公にしてなし得ない居住環境の提供を民間開発に依存せざるを得ない現状において、結果だけを問題視するものではないと思います。今後とも栃木市の一体的なまちづくりを進める上で市街化調整区域における開発規制を一部緩和できる同条例の継続を求めます。

よって、都市計画法に基づく開発行為の許可基準の改正について反対するものであります。

○委員長（入野登志子君） ほかに討論はありませんか。

海老原委員。

○委員（海老原恵子君） 反対討論が出ましたので、賛成の立場で討論をさせていただきます。

市街化調整区域における宅地分譲は、今まで農村地帯に住み、またこれからも農村地帯に住もうとする人間にとっては、決して喜ばしいことばかりではありませんでした。これからも農業を営み続ける人にとって、新しい地域で新しい住宅ができていく、それも1戸2戸ではなく、10戸、20戸、30戸と建っていくということは、その地域のバランスを大きく崩してきました。よいこともあったわけですが、今回の都市計画法に基づきます開発行為の許可基準に関する条例の一部は、第4条において、第4条の第1号、第2号、第3号において、きちんと農村地域にも分家住宅とか、それに関連する人たちの住宅は建てられることになっておりますので、これは賛成していい条例であると思っております。

ただ、私が一言申し上げたいのは、コンパクトシティを進めていくためには、まちなかが居住に値する魅力ある地域になっていかなければならない、そのように感じています。しかしながら、農村地域の今回のこの条例の改正については賛成でありますので、その立場で討論をさせていただきました。

以上です。

○委員長（入野登志子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第33号 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	大出三夫 長 芳孝 海老原恵子 岡 賢治
	高岩義祐
反 対	大谷好一

○委員長（入野登志子君） 起立多数であります。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第2、議案第34号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

市川建築指導課長。

○参事兼建築指導課長（市川悦郎君） ただいま上程をいただきました議案第34号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。議案書は60ページ、議案説明書は77ページをお開きください。

まず、議案説明書の77ページをごらんください。提案理由は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価書の活用の促進及び申請者の負担の軽減を図るため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要といたしましては、引用する法律の名称を改めること、住宅性能評価書を添付する場合の長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料を定めること、規定の整理を行うこととさせていただきます。参照条文は省略させていただきます。

改正条例を説明する前に、長期優良住宅建築等計画の認定と住宅性能評価書の関係についてご説明いたします。国において住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度が見直され、住宅性能評価書の取得が容易となりました。これに伴いまして、建築物の構造などに関する技術的基準を準用している長期優良住宅建築等計画の認定申請において、住宅性能評価書の積極的な活用により申請者の負担の軽減を図るとともに、長期優良住宅建築等計画の認定事務を合理的かつ効率的に行うため、認定事務に係る手数料の見直しを行うものであります。

議案説明書の78、79ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、右のページをごらんください。別表第1の手数料を徴収する事項の欄の第1、11項につきましては、引用する法律の名称を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改めるものでございます。

次に、別表第2の手数料を徴収する事項の欄の第41項の1、長期優良住宅建築等計画の認定申請の審査のアの次にイとして、ア以外の場合のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1

項に規定する住宅性能評価書の添付があった場合の手数料を定めるものであり、一戸建て住宅は申請1件につきまして1万9,000円、共同住宅等の建築物全体の戸数5戸以内のものは申請1件につきまして5万7,000円から、81ページにかけまして戸数が200戸を超えるものは申請1件につきまして120万4,000円の申請手数料を記載のとおり定めております。これによりまして、住宅性能評価書の添付があったものについては、例えば戸建ての住宅でありますと手数料4万5,000円を徴していたものが1万9,000円と軽減されるものであります。

82、83ページをお開きください。同じく別表第2の条文新旧対照表の右のページ、第44項の一番右の欄、この欄は手数料の金額であります。こちらにも引用する法律の名称をエネルギーの使用の合理化等に関する法律に改め、あわせて規定の整理を行うものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、63ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は別表第1の改正につきましては、平成27年5月29日からの施行、別表第2の改正につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第34号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第3、議案第35号 栃木市建築審査会条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

市川建築指導課長。

- 参事兼建築指導課長（市川悦郎君） ただいま上程をいただきました議案第35号 栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。議案書は64ページ、議案説明書は85ページをお開きください。

まず、議案説明書の85ページをごらんください。提案理由は、平成27年4月1日からの組織機構の改編に伴い所要の改正を行う必要が生じたことから、栃木市建築審査会条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要といたしまして、建築指導課の名称を改めることとさせていただきます。参照条文は省略させていただきます。

議案説明書の86、87ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、右のページをごらんください。第9条に規定されております課の名称を建築課に改めるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、65ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するというものでございます。

以上で栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第35号 栃木市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第4、議案第40号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

荒井都賀総合支所都市建設課長。

○都賀総合支所都市建設課長（荒井康至君） ただいまご上程をいただきました議案第40号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書につきましては75ページから77ページ、議案説明書は105ページから111ページでございます。

まず、議案説明書の105ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市都賀聖地公園に有料公園施設といたしまして体験交流館を設置するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

恐れ入ります。議案書の75ページをごらんください。議案第40号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例の一部を改正する条例を次のように制定したいとするものでございます。

恐れ入ります。次のページ、76、77ページをごらんください。まず、栃木市公園条例の一部改正でございますが、第1条関係、別表第1表中、ふるさとセンターパーク欄の次に栃木市都賀聖地公園及び体験交流館をおのおの加えるものでございます。

次に、栃木市公園有料公園施設に関する条例第2条関係、別表第1表中の区分、利用日、利用時間をおのおの栃木市都賀聖地公園、体験交流館を加えるとともに、利用日、利用時間を記載のとおりとするものでございます。

さらに、別表第2表中、6といたしまして、栃木市都賀聖地公園を加え、区分に体験交流館、多目的室及び作業室を加え、使用料といたしまして1時間につき300円と定めたいとするものでございます。つきましては、つがの里公園内に別の施設がございますが、それらの使用料の時間単位の使用料の額と同額といたしております。

最後に、附則といたしまして、条例の施行期日を平成27年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第40号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第5、議案第45号 市道路線の認定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木道路課長。

○道路課長（鈴木 進君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第45号 市道路線の認定についてご説明をいたします。議案書は85ページ、議案説明書は123ページでございます。

初めに、議案説明書の123ページをお開きください。市道路線の認定についてであります。提案理由でございますが、大平地域内の栃木藤岡バイパス下皆川・富田土地区画整理事業に伴い整備し、管理引き継ぎをした道路及び都賀地域内の道路改良事業に伴い整備する道路について、道路法第8条第1項の規定に基づきまして市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、124ページをお開きください。市道路線認定位置図であります。市道O585号線につきましては、大平町下皆川の土地区画整理事業に伴い整備し、平成27年1月8日に管理引き継ぎを受けた道路で、延長108.6メートル、幅員6メートルであります。

続きまして、次のページをごらんください。市道T②-484号線につきましては、都賀町家中地内で、家中駅より南に約1キロに位置し、将来の住宅地開発の適地であることから、市といたしましても戦略的に開発を誘導し、乱開発を未然に防ぐため、新たに道路を延長68メートル、幅員6メ

ートルで整備するものであります。

次に、議案書の85ページをお開きください。この表に記載の2路線を市道として認定したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第45号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第6、議案第46号 市道路線の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木道路課長。

○道路課長（鈴木 進君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第46号 市道路線の変更についてご説明をいたします。議案書は86ページ、議案説明書は126ページでございます。

初めに、議案説明書の126ページをお開きください。市道路線の変更についてであります。提案理由でございますが、都賀地域内において民間企業の工場の開発に伴い、開発区域内に編入され、区域外につけかえし整備した市道T①-112号線につきまして、道路法第10条第2項の規定に基づき、市道路線の変更をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては省略させていただきます。

続きまして、128、129ページをお開きください。市道路線変更位置図であります、市道T①-

112号線につきましては、都賀町家中地内の民間企業の工場の開発に伴い、開発区域内に編入され、市道を東側の区域外につけかえをした道路で、延長103メートル、幅員4.5メートルで整備し、平成26年11月6日に帰属を受けたことに伴い、道路の起終点を変更するものであります。

次に、議案書の86ページをお開きください。この表に記載の市道路線を変更したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第46号 市道路線の変更についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第7、議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

天谷大平総合支所都市整備課長。

○大平総合支所都市整備課長（天谷和夫君） ただいまご上程いただきました議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）のうち所管関係部分についてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、48、49ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費につきましてご説明いたします。補正予算は1億4,784万9,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。3事業目の市有建築物定期点検業務委託費につきましては、入札差金が生じたため、委託料267万円を減額するものであります。

続きまして、68、69ページをお開きください。8款2項2目道路維持費につきましてご説明いた

します。補正額は1,221万5,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の通学路安全施設整備事業費につきましては、平成25年度防災・安全交付金の追加補正により前倒して執行したため、平成26年度当初予算の計上分を減額するものであります。

次の舗装修繕計画策定事業費につきましては、平成25年度防災・安全交付金の追加補正により前倒して執行したため、平成26年度当初予算の計上分を減額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費につきましてご説明いたします。補正額1,214万3,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の市道各号線道路改良事業費（栃木）につきましては、市内の各号線における局所的な整備にかかわるものであり、大塚町市道C9号線の拡幅に際し、関係者の用地提供が得られなくなったことにより、工事請負費を減額するものであります。

次の市道209号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、幹線市道の拡幅整備にかかわるものであり、防災・安全交付金により執行予定であった他の事業箇所から本路線に振り替えて本事業の用地取得の進捗を図るため、市道拡幅用地購入費及び市道拡幅物件移転等補償金を増額するものであります。

次の市道114号線道路改良事業費（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）につきましては、幹線市道の拡幅整備に係るものであり、用地取得に際し、関係者との調整に期間を要することから、市道拡幅用地購入費及び市道拡幅物件移転等補償金を減額し、防災・安全交付金の事業推進を図るため、市道拡幅工事費の増額が主なものであります。

次の市道A1号線交通安全施設整備事業費（栃木入舟町）につきましては、通学路の歩道整備にかかわるものであり、用地取得準備のための測量及び調査等業務委託の入札執行残として、測量設計等の委託料の減額が主なものであります。

次の市道106号線交通安全施設整備事業費（栃木大宮町）につきましては、通学路の歩道整備にかかわるものであり、防災・安全交付金の内示額の配分調整及び用地取得計画の見直しにより市道拡幅物件移転等補償金の減額が主なものであります。

次の市道107号線交通安全施設整備事業費（栃木本町・城内1丁目）につきましては、通学路の歩道整備にかかわるものであり、歩道設置工事の入札執行残として工事請負費を減額するものであります。

次の市道D23号線道路改良事業費（栃木皆川城内町）につきましては、生活道路の拡幅整備にかかわるものであり、計画準備のための測量予備設計業務委託の入札執行残として、測量設計等委託料を減額するものであります。

次の市道O-527号線歩道整備事業費（大平新）につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定額に合わせて減額をするものであります。

次の市道I388号線道路改良事業費（静）につきましては、防災・安全交付金の追加補正に合わせて市道拡幅用地購入費及び市道拡幅物件移転補償金を増額するものであります。

○委員長（入野登志子君） 水落岩舟総合支所都市建設課長。

○岩舟総合支所都市建設課長（水落恒夫君） 続きまして、4目橋りょう維持費についてご説明いたします。

補正額は3,055万5,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。橋梁長寿命化修繕事業費につきましては、測量設計等委託料が橋りょう補修設計業務委託実施に伴い入札による差金が発生したため減額、市道各号線橋梁維持補修工事費は、防災・安全交付金の追加補正により事業の進捗を図るため工事費の増額をするものであり、差し引きの増額であります。

続きまして、5目橋りょう新設改良費についてご説明いたします。補正額は104万7,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。市道233号線（永宮橋）橋りょう整備事業費（栃木野中町）につきましては、1級河川赤津川にかかる老朽化が著しい永宮橋の架け替えに係るものであり、用地取得に伴う執行残として測量設計等委託料及び物件移転等補償金の減額が主なものであります。

続きまして、70、71ページをお開きください。3項2目河川改良費につきましてご説明いたします。補正額は500万円の減額であります。右の説明欄をごらんください。河川改修事業費につきましては、入札により生じた執行残として、柚井木川流域の現況調査業務委託料を減額するものであります。

続きまして、72、73ページをお開きください。4項1目都市計画総務費についてご説明いたします。補正額は185万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。岩舟駅南口整備事業費につきましては、岩舟地域の地域拠点としての岩舟駅周辺地区のまちづくりについて、栃木市の整備基本構想とするため庁内等での検討を進めるもので、この構想に係る委託料の残を減額するものであります。

続きまして、3目街路事業費についてご説明いたします。補正額は299万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。今泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、計画準備のための道路及び立体交差の予備設計業務委託の入札執行残として、測量設計等委託料を減額するものであります。

続きまして、4目下水道費についてご説明いたします。補正額は293万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。下水道特別会計繰出金につきましては、下水道特別会計において一般会計繰入金を減額補正することから、これに合わせて減額するものであります。

続きまして、5目公園費についてご説明いたします。補正額は500万円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の総合運動公園施設整備事業費につきましては、入札により生じた執行残として陸上競技場改修工事費を減額するものであります。

2行目の歩いて行ける公園整備事業費（錦着山公園）につきましても同様で、入札により生じた執行残として法面整備測量設計業務委託料を減額するものであります。

3行目の公園施設整備事業費につきましては、実施設計業務を直営で行ったため残金となったトイレ施設整備実施設計業務委託料を減額するものであります。

続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明いたします。40、41ページをお開きください。14款2項3目1節道路橋りょう費補助金につきましては360万8,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。1行目の防災・安全交付金につきましては、平成26年度防災・安全交付金の追加補正の配分決定額に合わせて増額するものであります。

次の社会資本整備総合交付金（安全で快適な社会基盤整備）につきましては、社会資本整備総合交付金配分決定額に合わせて減額するものであります。

続きまして、42、43ページをお開きください。16款1項1目財産貸付収入につきましては300万円の増額であります。右の説明欄をごらんください。総合運動公園自動販売機設置収入につきましては、入札の結果、貸し付け料率が見込みより上昇したことから、自動販売機設置収入を増額するものであります。

次に、46、47ページをお開きください。20款5項5目2節雑入につきましては1,938万5,000円の減額であります。所管部分について説明いたします。説明欄4行目のスポーツ振興くじ助成金（河川緑地課）につきましては、栃木市総合運動公園内の陸上競技場改修工事に伴い、独立行政法人日本スポーツ振興センターの地域スポーツ施設整備助成事業活用による助成金を当初6,330万円要望しておりましたが、交付額が1,600万円となりましたことから助成金収入を減額するものであります。

○委員長（入野登志子君） 鈴木道路課長。

○道路課長（鈴木 進君） 続きまして、繰越明許費につきましてご説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。第2条の繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表の繰越明許費によるというものであります。

6ページをお開きください。繰越明許費の所管部分につきまして、5行目の8款土木費であります。まず、1項土木管理費、建築指導事業の繰越明許額60万円につきましては、民間木造住宅の耐震建て替え工事について、年度内に事業完了が見込めないことから繰り越しをするものであります。

次に、2項道路橋りょう費、市道〇ー345号線アンダーパス警報装置板設置事業（大平富田）であります。繰越明許額2,182万2,000円につきましては、工事の発注が歳出補正予算配当後になるため年度内に工事の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道209号線道路改良事業（栃木平井町）の繰越明許額3,077万6,000円につきましては、防災・安全交付金で実施している他の事業執行が見込めなくなったため、本事業の用地取得の進捗を図るため、補正予算で対応する用地取得において建物移転等に期間を要し、年度内の用地取得完了が見込めないことから土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道102号線道路改良事業（栃木今泉町1丁目）の繰越明許額1,810万円につきましては、用地取得に際し、建物移転先の代替地取得に期間を要し、年度内の用地取得完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものであります。

次の市道114号線道路改良事業（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）の繰越明許額2,082万1,000円につきましては、期間を要する難航中の用地取得を道路改良工事に組み替え、防災・安全交付金の事業進捗を図るものであります。工事の発注が年度内に見込めないことから、工事請負費の繰り越しが主なものであります。

次の市道〇-152号線・〇-153号線・〇-280号線外1路線道路改良事業（大平牛久・川連）の繰越明許額1億1,560万円につきましては、とちぎメディカルセンター第1病院（仮称）周辺の道路改良工事における水路つけかえ等の際し、地下水及び家庭雑排水の処理等に期間を要し、年度内の工事完了が見込めないことから工事請負費を繰り越すものであります。

次の市道I614号線道路改良事業（静）であります。繰越明許額4,486万1,000円につきましては、防災・安全交付金により事業の進捗を図るものであります。建物等の移転に期間を要し、年度内の事業完了が見込めないことから、工事費、用地購入費及び物件移転補償金を繰り越すものであります。

次の市道I388号線道路改良事業（静）であります。繰越明許額2,142万6,000円につきましては、防災・安全交付金の追加補正を受け、今回の歳出補正をしたものであります。建物等の移転に期間を要し、年度内に用地取得の完了が見込めないことから、用地購入費及び物件移転補償金を繰り越すものであります。

次の橋梁長寿命化修繕事業であります。繰越明許額8,140万円につきましては、防災・安全交付金の追加補正により事業の進捗を図るものであります。交付決定が年度末になることから年度内の工事発注が見込めないため、工事請負費を繰り越すものであります。

右の7ページをごらんください。4項都市計画費につきましては、今泉川線道路整備事業（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）の繰越明許額1,274万4,000円につきましては、測量設計等の業務委託に際し、東武日光線との立体交差部の鉄道協議に期間を要しており、路線測量及び道路設計等の発注が1月下旬になったことから年度内の完了が見込めないため、委託料を繰り越すものであります。

以上で所管部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第8、議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

水落岩舟総合支所都市建設課長。

○岩舟総合支所都市建設課長（水落恒夫君） ただいまご上程いただきました議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、18、19ページをお開きください。8款2項3目道路新設改良費につきましてご説明いたします。補正額は1,063万5,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。市道I388号線道路改良事業費（静）につきましては、国の防災・安全交付金の追加補正に合わせて市道拡幅用地購入費及び市道拡幅物件移転補償金の増額をするものであります。

続きまして、20、21ページをお開きください。5項1目住宅管理費につきましてご説明いたします。補正額は4,441万2,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。まちなか定住促進住宅新築等補助事業費につきましては、新たに実施するまちなか定住促進住宅新築等補助事業におけるまちなか定住促進住宅新築等補助金が主なものであります。

○委員長（入野登志子君） 枝建築課長。

○建築課長（枝 富二夫君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明いたします。

10、11ページをお開きください。14款2項3目1節道路橋りょう費補助金につきましては385万円の増額であります。右の説明欄をごらんください。防災・安全交付金につきましては、平成26年度追加補正の配分決定額に合わせ増額するものであります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。4ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正（追加）の所管部分につきまして、下から3行目の8款土木費であります。まず、5項住宅費、まちなか定住促進住宅新築等補助事業につきましては、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を財源として補正により実施するものですが、事業費の執行が平成27年度からとなることから事業費を全額繰り越すものであります。

続きまして、右側の5ページの第3表、繰越明許費補正（変更）につきましてご説明いたします。8款2項、市道I388号線道路改良事業費（静）であります。補正予算書第7号により繰越明許費2,142万6,000円としましたが、防災・安全交付金の追加補正を受け、新たに歳出補正を行うものであります。建物等の移転に期間を要し、年度内に用地取得の完了が見込めないことから、市道拡幅用地購入費及び物件移転補償金を3,206万1,000円に変更し、繰り越すものであります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〔大阿久岩人委員出席〕

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第9、議案第15号 平成26年度栃木市下水道特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田下水道課長。

○下水道課長（島田好夫君） ただいまご上程いただきました議案第15号 平成26年度栃木市下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の19ページをお開きください。平成26年度栃木市の下水道特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,461万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,125万7,000円とするというものであり、第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

第2条は繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるというものであります。

次に、22ページをお開きください。22ページ、「第2表 繰越明許費」でありまして、まず、2款1項公共下水道雨水渠整備事業につきましては、繰越額は1,159万9,000円でありまして、雨水幹線の流末部の整備予定地となります片柳市営住宅借家人の移転先選定に不測の日数を要していることから移転補償費を繰り越しさせていただくものであります。

次の2款1項公共下水道建設事業につきましては、繰越額は1億5,263万7,000円でありまして、幹線、枝線築造工事6件において、湧き水対策の検討や他事業との工程調整などに不測の日数を要したことから年度完成が見込めないため、繰り越しさせていただくものであります。

次に、歳入歳出補正予算について、歳出からご説明いたしますので、166、167ページをお開きください。1款1項1目一般管理費につきましては、右の説明欄をごらんください。まず、区市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては減額するものであります。職員課所管となりますので、説明は省略させていただきます。

次の消費税及び地方消費税につきましては、課税対象の水道使用料の減額に伴い、消費税納付額を減額補正するものであります。

次の公営企業会計移行業務委託費につきましては、入札差金を減額補正するものであります。

次に、168、169ページをお開きください。2款1項2目公共下水道建設費につきましては、右の説明欄の公共下水道雨水渠整備事業費でありまして、国庫交付金の減額に伴う事業費及び入札差金を減額補正するものであります。

次に、170、171ページをお開きください。4款1項2目利子につきましては、補正はありませんが、財源内訳を変更するものであります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移らせていただきますので、164、165ページをお開きください。2款1項1目1節下水道使用料につきましては、右の説明欄の栃木地域下水道使用料でありまして、見込み額を下回るため減額補正をさせていただくものであります。

次に、3款1項1目1節下水道費補助金につきましては、右の説明欄の社会資本整備総合交付金（下水道）でありまして、国からの交付金の減額が当初予算を下回ったため減額補正するものであります。

次に、4款1項1目1節一般会計繰入金につきましては、右の説明欄の一般会計繰入金でありまして、次の5款前年度、繰越金の確定によりまして、財源の精査により減額補正するものであります。

次に、5款1項1目1節前年度繰越金につきましては、右の説明欄の前年度繰越金でありまして、平成25年度決算において繰越金額の確定に伴い増額補正するものであります。

以上をもちまして、平成26年度栃木市下水道特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第15号 平成26年度栃木市下水道特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第10、議案第16号 平成26年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

牧野下水道課主幹。

○下水道課主幹（牧野修一君） ただいまご上程いただきました議案第16号 平成26年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の23ページをお開きください。平成26年度栃木市の農業集落排水特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は歳入予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,168万4,000円とするというものであり、第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

次に、歳入歳出補正予算について、歳出からご説明いたしますので、180、181ページをお開きください。2款1項2目施設建設費でありまして、右の説明欄をごらんください。建設事業費につきましても、汚水ます設置及びマンホールふた高調整の施設整備工事費を増額補正するものであります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、前のページ、178、179ページをお開きください。1款1項1目1節受益者分担金につきましても、右の説明欄の巴波川西部地区農業集落排水事業費分担金でありまして、受益者分担金を増額補正するものであります。

以上をもちまして、平成26年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第16号 平成26年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時08分）

○委員長（入野登志子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第11、議案第1号 平成27年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を議題といたします。

なお、2月5日の議員全員協議会及び3月3日の建設常任委員会において、既に本予算に対する説明は済んでおりますので、本委員会においての説明は省略いたします。これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず、歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した質疑、最後に、討論、表決の順序により進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、執行部の答弁に際しましては、担当課長のみならず、質問の内容によりましては担当部長にご答弁をいただくこともありますので、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

まず、各款ごとの質疑に入ります。2款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。154ページから155ページ及び164ページから165ページであります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありますか。154ページ、155ページ、164ページから165ページであります。総務費中の

所管関係部分の質疑です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 質疑がないようでありますので、次に移ります。

4款衛生費中所管関係部分の質疑に入ります。232ページから233ページ及び236ページから237ページ。衛生費中の所管関係部分、232ページ、233ページと236ページと237ページであります。

海老原委員。

○委員（海老原恵子君） 237ページの生活排水処理構想見直し業務委託費、構想見直しの業務というのはどのような構想をどのように見直すのか。どのような部分を見直すのか、お聞きします。

○委員長（入野登志子君） 島田下水道課長。

○下水道課長（島田好夫君） お答えします。

今現在、栃木市においても生活排水処理構想というのがございまして、これについては一応5年置きに見直しを図ることになりまして、今回につきましては、財政状況とか人口減少、社会情勢、変化を踏まえて構想の見直しを図っていききたい。これについては県の取りまとめもございまして。一応平成27年度に今ある構想の見直しを図っていききたいということで考えております。

○委員長（入野登志子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますので、次に移ります。

6款農林水産業費中所管関係部分の質疑に入ります。254ページ、255ページであります。6款の農林水産業費中所管関係部分、254ページから255ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますので、次に移ります。

8款土木費中所管関係部分の質疑に入ります。278ページから309ページです。

長委員。

○委員（長 芳孝君） 279ページ、真ん中のところ、バリアフリー推進事業費、公共交通バリアフリー施設等整備補助金となっております。4,000万円。これは説明の中で、新栃木のところのエレベーターを新設する補助金だということなのですけれども、総事業費はどのくらいになるか。東武鉄道でやるのだと思うのですけれども、どこでやるかも説明いただきたいと思うのですが、その4,000万円、これは補助金は何割くらいになるか、その辺の説明をお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 鈴木道路課長。

○道路課長（鈴木 進君） ご質問にお答え申し上げます。

まず、総事業費につきましては1億2,000万円でございます。そして、補助金でございますが、国から4,000万円出ます。県から2,000万円出ます。市の持ち出しというのは4,000万円なのですが、

県から2,000万円来ますので、市としては2,000万円になります。残りの4,000万円を東武鉄道が負担することになります。

以上でございます。

○委員長（入野登志子君） ほかにありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 同じく279ページのスマートインターのことなのですが、主要事業のほうの説明では、この勉強会というのがあったのですが、これ、年に何回ぐらいやっているのですか。

○委員長（入野登志子君） 鈴木道路課長。

○道路課長（鈴木 進君） 勉強会につきましては、前に第1回の勉強会をスマートインターを設置する市、4市で合同でやったことがございます。今回3月にやる予定でございますが、それは2回目になります。来年度におきましては、またいろいろ連結許可に向けていろいろ調整事項ございますので、来年度は2回を予定しております。

以上でございます。

○委員長（入野登志子君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） わかれば、その勉強会の中身というものを教えていただきたいと思います。

○委員長（入野登志子君） 鈴木道路課長。

○道路課長（鈴木 進君） 勉強会におきましては、例えばインターの構造だとか整備方法、あとインターの安全性、あと社会便益、採算性、あと費用負担の問題だとか、あと運営方法、安全対策等につきまして、関係機関と議論するわけでございます。

以上でございます。

○委員長（入野登志子君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） それと、地元説明会というものもあるのですが、この地元説明会と勉強会というのは、メンバーも全部違うのですか。

○委員長（入野登志子君） 鈴木道路課長。

○道路課長（鈴木 進君） お答えをいたします。

まず、地元説明会につきましては来年度予定しておりますが、これはインターチェンジの具体的な、例えばレイアウトとかその辺を決めるに当たりまして測量を行うための地元説明会でございます。また、勉強会につきましては、地区協議会というのをこの後にやるのですけれども、基本的には国、県、ネクスコ、市、警察等のメンバーで組織しているのが勉強会でございます。

以上でございます。

○委員長（入野登志子君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） わかりました。

○委員長（入野登志子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「何ページまで」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 309ページまでです。

長委員。

○委員（長 芳孝君） ページが285ページ、その上から4番目のところに通学路安全施設整備事業費400万円というのがありますけれども、これはどの辺をやるのか。通学路のところに歩道でカラー整備をするというような、そういう説明だったのですけれども、このカラーにつきましてはどのような色で、それから景観等のいろんなそういう絡みもあると思うのですけれども、その辺、どのような色でやるか、景観ということも考えてやるのかどうかということを質問させていただきます。

○委員長（入野登志子君） 鈴木道路課長。

○道路課長（鈴木 進君） これにつきましてはケース・バイ・ケースなのですが、例えば市道の両サイドをグリーンで引いたりするのが通学路の安全対策では一般的でございます。また、自転車等の通行帯につきましては青色で塗ります。ただ、通学路の安全施設整備事業費の中では、基本的にはそのグリーンで塗ったり、あと安全を確保するために、例えば路面標示で学童注意だとか、区画線等を引くのが主な事業でございます。この400万円につきましては、特に場所は決められておりません。来年度、この400万円の中で行う予定でございます。

また、来年度は400万円なのですが、昨年度におきましては、国の補助などを補正等でいただきまして1,300万円をやった実績がございますので、補正等があれば積極的に取り入れて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（入野登志子君） 長委員。

○委員（長 芳孝君） 参考に、その1,300万円やったというところ、どんなふうに行ったかというのを説明できればお願いできますか。

○委員長（入野登志子君） 鈴木道路課長。

○道路課長（鈴木 進君） これにつきましては藤岡地域でカラー舗装ということで、道路の両サイドをグリーンで色づけをさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（入野登志子君） ほかに質疑はありませんか。

大出委員。

○委員（大出三夫君） 同じような内容なのですが、下から15行目ですか、交通安全施設（ゾーン30）整備事業費（大平）、前の説明ですと、今の大平の総合支所の南のほうの30キロゾーンというのですか、そういうことで説明があったのですが、この内容について、30キロゾーンというと非常に範囲が広がると思うのですが、どの辺を指しているのか、説明をお願いします。

○委員長（入野登志子君） 天谷大平総合支所都市整備課長。

○大平総合支所都市整備課長（天谷和夫君） ゾーン30についてお答えいたします。

このエリアにつきましては、大平総合支所の南側、約20ヘクタールなのですが、これは民間開発で住宅地を整備したところなのですが、ほとんどが一般の住宅になっております。そのエリア20ヘクタールを30キロの交通規制を交通管理者がするという形で、その面の中を、ここは30キロですよというような補助の標示をするというのがこの200万円の事業内容になります。

○委員長（入野登志子君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 今回の事業につきましては大平地域だと思うのですが、こういう交通安全のそういった危険箇所については栃木市内全域では相当あるかと思うのです。この事業については、これから継続的に実行していくのか、その辺も含めてお願いしたいと思います。

○委員長（入野登志子君） 鈴木道路課長。

○道路課長（鈴木 進君） この事業につきましては、実は今年度も中央小の周りをやっております。事業名としてはゾーン30ということではないのですが、交通安全施設ということでやらせていただいております。当然地元の合意が得られれば、そういうところはどんどん増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（入野登志子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますので、次に移ります。

9款消防費中所管関係部分の質疑に入ります。318ページから321ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますので、次に移ります。

11款災害復旧費中所管関係部分の質疑に入ります。370ページから371ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますので、歳出各款ごとの質疑を終わります。

続きまして、歳入の所管関係部分を一括した質疑に入ります。72ページから139ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますので、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第1号 平成27年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を採決いたします。
本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第12、議案第6号 平成27年度栃木市下水道特別会計予算を議題といたします。

なお、本予算に対する説明は済んでおりますので、本委員会においての説明は省略いたします。
これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。
ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。
大出委員。

○委員（大出三夫君） まず、605ページ、下水道事業の歳入歳出予算の事項別明細書でありますけれども、この歳入歳出の予算書を見ますと、手数料が前年度からしますと1億1,731万5,000円ですか、本年度の予算が前年度からしますと大分落ち込んでいるのですが、これらの内容について、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（入野登志子君） 島田下水道課長。

○下水道課長（島田好夫君） お答えします。

605ページの歳入の使用料及び手数料かと思っております。先ほど補正予算でご説明しましたが、下水道使用料につきましては9,200万円ほど減額補正させていただいたわけですが、ここに書いてある前年度予算につきましては、補正前の額、当初の額になりますので、9,200万円をここから減額させ

ていただくものですから、かなり大きな減額になっておりますけれども、あと料金につきましては、平成27年度から料金体系を統一することになっておりますので、その影響も含めた形で額は少なくなっております。

○委員長（入野登志子君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 平成27年度からは料金を値上げするというか、統一するというか、そういうことでよろしいのでしょうか。

○委員長（入野登志子君） 島田下水道課長。

○下水道課長（島田好夫君） 今までにつきましては、合併後、その各市町村の料金体系をとっておりましたが、平成27年度からは統一した形になりますので、金額については、前にもご説明させていただきましたが、一番単価の低い地域に合わせた形で平成27年度からは進めさせていただくことになっております。

○委員長（入野登志子君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） わかりました。

それと、もう一つ、一般会計からの繰入金、これが本年度予算につきましては約23億8,900万円ありますけれども、なかなかこの事業もいろいろ設備投資等があつて、一気に採算がとれる範囲ではないかと思うのですが、毎年毎年、一般会計からの繰入金が多いということは、逆に言うと一般会計そのものの予算を圧縮しているというか、本来ならば一般会計からの繰り入れをしなければ、その額が、例えば生活道路、そういったものの改良とかにも使えるかと思うのですが、一般会計からの繰り入れの額、毎年このような多額の金額が出ているのですけれども、この辺についてはどのようにこれから改善されていくか、その辺の見通しがありましたらお願いしたいと思うのですが。

○委員長（入野登志子君） 島田下水道課長。

○下水道課長（島田好夫君） お答えします。

この明細の関係につきましては、先ほど言いましたように使用料がかなり減っているものですから、その分を一般会計で賄うという形になっております。ただ、今まで過去に、どうしても下水道は多くの経費と時間がかかります。どうしても起債とかに頼らざるを得ない状況になっておりますが、一応今までにおいての高い起債があつたわけです。7%とか6%とか。そういうのは安い起債に借り換えて、なるべく一般会計からの支出を少なくしたいと、今までもやっておりますし、今後においても下水道の整備については要望の多い地区、あと市街化区域を優先に進めていきまして、なるべく多く使用料で賄っていきたい。一般会計からの繰入金は削減に努力していきたいと考えています。

○委員長（入野登志子君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それで、市債が約9億3,900万円ということで、歳入の総予算額の18%が借入金の返済になって

しまうのです。そういうようなことで、この一般会計からの繰り入れということは、今、国民健康保険税や国民健康保険の会計も、これも毎年6億円ですか、やはり繰り入れているという、国保でも一般会計から繰り入れ、下水道も一般会計からの繰り入れということで、なかなか事業そのものが新しい事業を今後寺尾地区で取り入れるとか、あるいは布設替えとかそういうものがあって、なかなか容易ではないと思うのですが、できるだけバランスのとれた、一般会計にそう多くは頼らないような事業のほうで進めていただければありがたいと思うのですが。

以上でございます。要望で結構でございます。

○委員長（入野登志子君） では、要望ということで。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第6号 平成27年度栃木市下水道特別会計予算を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第13、議案第7号 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計予算を議題といたします。

なお、本特別会計においても一般会計同様に説明は済んでおりますので、本委員会における説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

農業集落排水特別会計であります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第7号 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計予算を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第14、議案第8号 平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計予算を議題といたします。

なお、本予算についても説明は済んでおりますので、本委員会においての説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

医療福祉モール特別会計であります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第8号 平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計予算を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○委員長（入野登志子君） 次に、日程第15、議案第10号 平成27年度栃木市水道事業会計予算を議題といたします。

なお、本事業の会計についても説明は済んでおりますので、本委員会においての説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

栃木市水道事業会計予算の質疑はありませんか。

長委員。

○委員（長 芳孝君） 1ページの1款1項1目給水収益、これが23億7,900万円で、これがマイナス1億514万3,000円で、5万6,000戸というふうになっていきますけれども、先ほど下水道のほうも収益減っていく。それから、水道のほうも、これ減っていくということなのですから、みんなこれからやっぱり減っていくということで、非常に収益が減るということは、それだけ利用する方も、使わないで節約して、下水道のほうもなるべく納めないようにしよう、そういうふうな形になってくると思うのですけれども、その辺の考え方をどのように考えているのかをお伺いいたします。

○委員長（入野登志子君） 鈴木水道業務課長。

○水道業務課長（鈴木英夫君） お答えします。

まず、この減収なのですが、料金の改定のときにもご説明いたしましたが、要するに料金の統一を最優先にさせていただいたために、改定はマイナス改定でございます。激変緩和を2段階ですか、

5年にわたって、1年目、2年目、3年目、4年目、5年目と段階的に上がったり下がったりするということで、基本的には1年目、2年目の初年度でありますので、1億円減収と。3年目、4年目になりますと2億円減収、最後には3億円減収と、そういうような形になっております。

ただ、これにつきましても、ただ減収を待つということではなくて、当然費用の削減とかそういうものには努力しながら、5年間で何とかしのぐというような考え方であります。

また、計算期間が平成31年までですので、平成32年度以降、例えば計算期間を3年にするのか、5年にするのか、またその時点の総括原価方式での料金の再検討が必要になることと思います。

以上です。

○委員長（入野登志子君） 長委員。

○委員（長 芳孝君） 非常にこれから財政がますます厳しくなるという、常にそういう説明を受けているわけですから、ぜひこれはいい方向に行くように、これは要望ですけれども、よろしく努力のほどお願いいたします。

○委員長（入野登志子君） 要望ということでよろしくお願いいたします。

島田下水道課長。

○下水道課長（島田好夫君） 下水道の使用料なのですが、先ほど補正で減額させていただきましたが、下水が少なくなっているというのではなくて、繰り越し関係等で供用開始がおくれたものですから、当初見込んでいた分の接続が少なかったため、使用料が減った形になるものですから、下水道自体で汚水量が少ないというのは今のところないです。済みません。

○委員長（入野登志子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第10号 平成27年度栃木市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（入野登志子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（入野登志子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時00分）